

「ないすらいふプラン」 追補

令和6年4月1日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和4年4月から年金制度の見直し、令和6年4月から年金額の変更、令和5年8月から雇用保険の基本手当日額上下限の変更等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

第2章 私たちの年金（該当：本書 P12～P35）

令和6年度年金額の改定

令和6年度年金額改定の指標となる令和5年平均の物価変動率は3.2%、名目手取り賃金変動率は3.1%となりました。名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されます。

ただし、令和6年度のマクロ経済スライドによる年金額の調整▲0.4%が行われたため、2.7%の引上げとなりました。

P14 定額単価

令和6年度価格（新規裁定者の場合）：1,701円（令和5年度：1,657円）

※平成16年度価格の定額単価に乗ずる令和6年度の改定率（新規裁定者の場合）：1.045（令和5年度：1.018）

P15 加給年金（令和6年度価格）

項 目	支給額
配偶者	234,800円
子（第1子・第2子1人につき）	234,800円
子（第3子以降1人につき）	78,300円
配偶者の特別加算額	
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	34,700円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	69,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	104,000円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	138,600円
昭和18年4月2日以降	173,300円

P15 報酬比例部分の年金額の従前額保証

令和6年度の従前額改定率

昭和13年4月1日以前生まれの人：1.043（令和5年度：1.016）

昭和13年4月2日以降生まれの人：1.041（令和5年度：1.014）

P16 在職老齢年金

令和4年4月から、60歳から64歳までの人の在職老齢年金は、65歳以上の人と同じ仕組みで、支給停止額が計算されることとなりました。また、在職老齢年金の支給調整の基準となる支給停止調整額が、令和6年度は50万円（令和5年度は48万円）に改定されました。

【在職老齢年金支給停止のしくみ】

- ①総報酬月額相当額と基本月額の合計額が支給停止調整額（50万円）以下の場合、年金は全額支給されます。
- ②総報酬月額相当額と基本月額の合計額が支給停止調整額（50万円）を超えた場合は、超えた額の2分の1が支給停止されます。
- ・総報酬月額相当額…標準報酬月額+（その月以前の過去1年間の標準賞与額÷12）
 - ・基本月額…老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）の年金額（加給年金を除きます）の12分の1の額
- ※65歳から支給される老齢基礎年金は、在職中の場合でも全額支給されます。

P18 老齢基礎年金

令和6年度価格（満額・新規裁定者の場合）：816,000円（令和5年度：795,000円）

P20 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給

令和4年4月から、老齢基礎年金や老齢厚生年金を繰上げ受給した場合の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に引き下げられ（昭和37年4月2日以降生まれの人が対象）、繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました（昭和27年4月2日以降生まれの人または平成29年4月1日以降に受給権が発生している人が対象）

■繰上げ・繰下げ支給の老齢基礎年金支給率

請求年齢	繰上げ支給 ※（ ）は昭和37年4月1日以前生まれの人の支給率					原則	繰下げ支給 ※昭和27年4月1日以前生まれの人の繰下げの上限年齢は70歳（最大支給率142%）									
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
支給率（%）	76 (70)	80.8 (76)	85.6 (82)	90.4 (88)	95.2 (94)	100	108.4	116.8	125.2	133.6	142	150.4	158.8	167.2	175.6	184

特例的な繰下げみなし増額制度の創設

受給権が発生する65歳を過ぎても老齢年金の請求をしない場合は、自動的に「繰下げ待機」の状態となりますが、66歳以降の年金請求時に繰下げ支給の年金額を選ばずに、本来支給の年金額を選択することもできます（その場合、年金額は65歳時点で計算した額となり、65歳から請求月までの分の年金が一括で支給されます。）。ただし、年金を受ける権利は、受給権の発生（65歳）から5年を経過すると時効により消滅してしまうため、これまでは、70歳を過ぎてから本来支給の年金額を請求した場合は、請求時点から5年以上前の年金は時効消滅し、受け取ることができませんでした。

令和4年4月に繰下げ支給の上限年齢が75歳に引き上げられたこととともない、70歳を過ぎても安心して繰下げ待機を選択できるよう、令和5年4月から「特例的な繰下げみなし増額制度」が創設されました。これにより、70歳を過ぎても80歳になる前までに本来支給の年金額を請求した場合は、5年前に繰下げ申請があったものとして年金額が算定され、5年以上前の年金が時効消滅することなく、繰下げ（みなし）により増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになりました。

P25 振替加算額（令和6年度価格）（昭和13年4月1日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ	159,188円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	84,276円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ	152,867円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	77,955円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	146,781円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	71,869円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	140,460円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	65,548円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	134,139円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	59,227円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	128,053円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ	53,141円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	121,732円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	46,960円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	115,411円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	40,620円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	109,325円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	34,516円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ	103,004円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ	28,176円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	96,683円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	21,836円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ	90,597円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日生まれ	15,732円

P28 特別障害給付金（令和6年度価格）

障害等級	支給額
1級	月額 55,350円（2級の額×100分の125）
2級	月額 44,280円

P29 障害基礎年金（令和6年度価格・新規裁定者の場合）

1級障害		1,020,000円	2級障害		816,000円
子の加算	第1子	234,800円	子の加算	第1子	234,800円
	第2子	234,800円		第2子	234,800円
	第3子以降/人	78,300円		第3子以降/人	78,300円

P29 障害厚生年金（令和6年度価格・新規裁定者の場合）

項目	支給額
3級障害の障害厚生年金の最低保障額	612,000円
1・2級障害の配偶者加給年金額	234,800円
障害手当金の最低保障額	1,224,000円

P30 遺族基礎年金（令和6年度価格・新規裁定者の場合）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される年金額			子のみの場合に支給される年金額		
	基礎年金額	加算額	支給額	基礎年金額	加算額	支給額
1人	816,000	234,800	1,050,800	816,000	—	816,000
2人	816,000	469,600	1,285,600	816,000	234,800	1,050,800
3人	816,000	547,900	1,363,900	816,000	313,100	1,129,100

※3人目以降は、1人増えるごとに78,300円加算されます。

第3章 雇用保険（該当：本書 P36～P41）

P37 賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和5年8月1日から適用）

年齢区分	賃金日額上限額	賃金日額下限額	基本手当日額上限額	基本手当日額下限額
45歳以上 60歳未満	16,980円	2,746円	8,490円	2,196円
60歳以上 65歳未満	16,210円		7,294円	

P38 高年齢雇用継続基本給付金（令和5年8月1日から適用）

支給限度額：370,452円

P38 高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当日額上限（令和5年8月1日から適用）

基本手当日額上限：6,945円

P40 基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和5年8月1日から適用）

収入：1日分の収入－1,331円

P41 厚生年金保険の被保険者となる要件

令和4年10月から、社会保険の適用拡大により被保険者となる人の要件のうち、勤務期間要件と特定適用事業所となる企業規模要件が見直され、それぞれ、2カ月超の雇用見込があること、常時101人以上の被保険者を使用する企業に勤務していることとなりました。

失業等給付の給付制限期間の短縮

令和2年10月1日以降に離職した人は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2カ月となります（自己の責めに帰すべき重大な理由で退職した場合を除く）。

第4章 健康保険と介護保険（該当：本書 P42～P49）

P43 任意継続被保険者の保険料

令和4年1月から、加入の健康保険組合が組合規約で定めている場合は、退職時の標準報酬月額（退職時の標準報酬月額の範囲内で上限を設定している場合もあります）に保険料率を乗じた額が保険料となります。

P44 75歳以上の人の自己負担割合

令和4年10月から、これまで1割負担だった人のうち、一定以上の所得がある人（課税所得額28万円以上、かつ、年収が単身世帯は200万円以上、複数世帯は合計で320万円以上の人）は、2割負担となりました。

第5章 税金について（該当：本書 P50～P55）

P50 退職所得控除

令和4年1月以降、勤続年数が5年以下の人（役員等を除きます）の退職金にかかる税金については、退職金の額から退職所得控除額を控除した額が300万円を超える場合は、超えた分の全額が課税の対象となります（300万円までの部分は、従来通り2分の1の額が課税の対象となります）。